

【 資料編 】

<目次>

- 第 1 国における法律・推進計画
 - 1 無電柱化の推進に関する法律
 - 2 無電柱化推進計画
- 第 2 東京都における条例・推進計画
 - 1 東京都無電柱化推進条例
 - 2 東京都無電柱化計画
 - 3 東京都無電柱化推進計画
- 第 3 豊島区における取組
 - 1 基本構想・基本計画
 - 2 都市計画関連
- 第 4 無電柱化に関連する防災事業等
 - 1 防災まちづくり
 - 2 木造住宅密集地域
 - 3 狭あい道路・防災道路
 - 4 バリアフリー化

第1 国における法律・推進計画

1 無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月施行）

「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化推進法という。）」は、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とし、平成28年12月16日に国により公布・施行されています。

【基本理念】

- ① 国民の理解と関心を深めつつ実施
- ② 国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担のもと実施
- ③ 地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう実施

【国の責務】

- ① 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定及び実施

【地方公共団体の責務】

- ① 無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定及び実施

【関係事業者の責務】

- ① 電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び撤去並びに国及び地方公共団体と連携した技術開発を実施

【国民の努力】

- ① 無電柱化の重要性に関する理解と関心を深め、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策への協力

【国の無電柱化推進計画】

- ① 無電柱化推進計画の策定・公表（義務）

【都道府県及び市町村の無電柱化推進計画】

- ① 無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）

【無電柱化の推進に関する施策】

- ① 国民の理解及び関心の増進（広報活動・啓発活動の充実等）
- ② 無電柱化の日（11月10日とし、行事等の実施）
- ③ 無電柱化が特に必要であると認められる道路占用の禁止等
- ④ 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去
- ⑤ 調査研究、技術開発等の推進等
- ⑥ 関係者相互の連携及び協力
- ⑦ 法制上の措置等

2 無電柱化推進計画（平成30年4月策定）

国は、「電線類地中化計画（昭和61年～平成10年）」、「新電線類地中化計画（平成11年～15年）」、「無電柱化推進計画（平成16年～20年）」、「無電柱化に係るガイドライン（平成21年～29年）」と、おおむね5か年での地中化計画を策定し、積極的に無電柱化を推進してきました。

その後、平成28年12月に施行された「無電柱化推進法 第7条」の規定に基づき、関係省庁との協議や関係事業者への意見聴取等を経て、法施工後初めとなる「無電柱化推進計画」を平成30年4月に策定されています。

【無電柱化の推進に関する基本的な方針】

- ① 取り組み姿勢
 - ・ 増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする
 - ・ 事業と制度を両輪として無電柱化を推進する
 - ・ 国、地方公共団体、電線管理者、国民の密接な連携による推進
- ② 進め方
 - ・ 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - ・ 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
 - ・ 無電柱化の対象道路（防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興等）
- ③ 無電柱化の手法
 - ・ 地中化方式
（電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式）
 - ・ 地中化方式以外の手法
（軒下配線方式、裏配線方式）

【無電柱化推進計画の期間】

- ・ 2018年度から2020年度までの3年間とする

【無電柱化の推進に関する目標】

- ・ 「無電柱化の対象道路」の無電柱化率の目標達成（約1,400kmの無電柱化）

【無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策】

- ① 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
- ② 財政的措置
- ③ 占用制度の的確な運用
- ④ 関係者間の連携の強化

【施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項】

- ① 広報・啓発活動
- ② 地方公共団体への技術的支援

第2 東京都における条例・推進計画

1 東京都無電柱化推進条例（平成29年9月施行）

東京都は、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」及び「良好な都市景観の創出」を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、東京都、関係事業者及び都民の責務を明らかにし、並びに東京都の区域における無電柱化推進計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とし、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」を制定しました。

【基本理念】

- ① 無電柱化の重要性について都民の理解と関心を深めつつ実施
- ② 都、区市町村及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に実施
- ③ 地域の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施

【都の責務】

- ① 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定及び実施

【関係事業者の責務】

- ① 電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び撤去、無電柱化の推進に資する技術開発を実施

【都民の協力】

- ① 無電柱化の重要性に関する理解と関心を深め、都が実施する無電柱化の推進に関する施策への協力

【東京都無電柱化推進計画の策定・公表】

- ① 無電柱化推進計画の策定・公表（義務）
- ② 区市町村との連携

【無電柱化の推進に関する施策】

- ① 都民の理解及び関心の増進（広報活動・啓発活動の充実等）
- ② 道路占用の禁止等（道路法37条1項の規定により）
- ③ 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去
- ④ 調査研究、技術開発等の推進等
- ⑤ 関係者相互の連携及び協力

2 東京都無電柱化計画（平成30年3月策定）

東京都は、無電柱化の更なる推進に向けて、平成29年9月に施行した都道府県で初となる「東京都無電柱化推進条例」に基づき、区市町村との連携の下に、都民の意見も踏まえながら、平成30年3月に「東京都無電柱化計画」を策定しました。

計画のなかで、東京都の無電柱化事業の今後10年間の基本方針や目標を定め、都道のみならず、区市町村道やまちづくりにおける面的な広がりをもった無電柱化を進めて行くため、区市町村との連携や、官民が連携し行うコスト縮減に向けた取組など、事業推進に向けた方向性を示しております。

【無電柱化の3つの目的】

- ① 都市防災機能の強化（防災）
- ② 安全で快適な歩行空間の確保（安全）
- ③ 良好な都市景観の創出（景観）

【無電柱化を推進するための方針と目標】

- ① 基本的な考え方
 - ・基本的に「電線共同溝方式」を採用
 - ・優先的に整備する道路
 - a. 計画幅員で完成している都道（歩道幅員が2.5m以上）
 - b. 都市計画道路の新設又は拡幅に伴う無電柱化
 - c. その他拡幅事業等に伴う無電柱化
 - d. 面的整備に伴う無電柱化（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）
- ② 今後10年の目標
 - ・防災：環状七号線の内側エリアの整備対象箇所での無電柱化事業に着手
 - ・安全：道幅の狭い道路での整備手法を確立
 - ・景観：山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備
 - ・面的な無電柱化整備（区市町村による主体的・積極的な事業推進等）
 - ・コスト縮減（整備コストを1/3カット）
 - ・都民理解の促進（無電柱化効果の浸透等）

【無電柱化の推進に関する施策】

- ① 都道の無電柱化
 - ・防災、安全、景観の観点から必要性の高い区間から重点的に事業に着手
- ② 区市町村との連携（税制支援・技術支援）
- ③ まちづくりにおける無電柱化の面的展開（都市開発諸制度の活用等）
- ④ 技術開発の推進
- ⑤ 電柱を増やさない取組
- ⑥ 臨港道路等の無電柱化の推進

【施策を推進するために必要な事項】

- ① 無電柱化事業のPR
- ② 住民への説明
- ③ 推進体制（既存ストックの活用促進等）
- ④ 国の政策への対応
- ⑤ 無電柱化事業における検討が必要な事項（電線管理者への財政支援等）
- ⑥ 事務手続きの簡素化

3 東京都無電柱化推進計画（平成31年3月改定）

東京都は、平成26年12月に、我が国の政治・経済・文化の中心的な役割を担うセンター・コア・エリア内の無電柱化を推進するため、今後の事業推進に向け、方向性を示した「東京都無電柱化推進計画（第7期）」を策定しました。

当初は、計画期間を平成30年度までとしておりましたが、昨今の大規模な自然災害に対応するための無電柱化の必要性や、東京オリンピックに向け首都東京にふさわしい風格のある、快適で美しい都市景観を創出するため、平成31年3月に改訂を行い、計画期間を国の「無電柱化推進計画」に合わせて2年間延伸し、平成32（2020）年度までに無電柱化を進める対象とする道路等を取りまとめました。

また、平成29年度から創設した無電柱化チャレンジ支援事業制度による財政支援をきっかけに、区市町村における無電柱化の機運が高まっている中で、頻発する災害対応のため防災に寄与する路線への財政支援の拡充を行うなどして、区市町村道における無電柱化の促進を進めております。

【無電柱化の目的】

- ① 都市防災の機能の強化
- ② 安全で快適な歩行空間の確保
- ③ 良好な都市景観の創出

【整備方針】

- ① 東京オリンピック・パラリンピック関連路線の完了
- ② 都市防災機能の強化に寄与する路線の重点整備
（緊急輸送道路、環状七号線内側、区市町村庁舎・防災拠点病院を結ぶ都道など）
- ③ 良好な都市景観の創出に向けた無電柱化を実施
- ④ （歩道の狭い）区市町村道の無電柱化の促進

【整備計画】

- ① 計画期間：平成26年度～平成32（2020）年度の7か年計画
- ② 整備計画延長：1,154km（東京都内の国道、都道、区市町村道）
- ③ 都道における取組
 - ・平成29年度末までの整備済延長：935 km（地中化率：40%）
 - ・センター・コア・エリア内や第一次緊急輸送道路に加え、さらに環状七号線内側エリア及び区市町村庁舎や災害拠点病院などを結ぶ路線の無電柱化推進
- ④ 市区町村道における取組
 - ・（平成29年度から）無電柱化チャレンジ支援事業制度を創設、
- ⑤ 島しょ部における取組
 - ・地域特有の課題などを考慮し、地域の特性に応じた整備手法を検討

第3 豊島区における取組

1 基本構想・基本計画

(1) 豊島区基本構想（平成27年3月改訂）

分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とし、また区民、地域で活動する団体、企業等と国関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。

豊島区の目指す将来像を「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」と掲げ、この将来像を実現するため、以下の四つの柱を示した基本方針としています。

【基本方針】

- ① あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく
～「参画」と「協働」のシステム構築～
- ② 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する
～すべての区民が喜びあえるまち～
- ③ 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす
～再び訪れたい魅力あるまち～
- ④ 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす
～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～

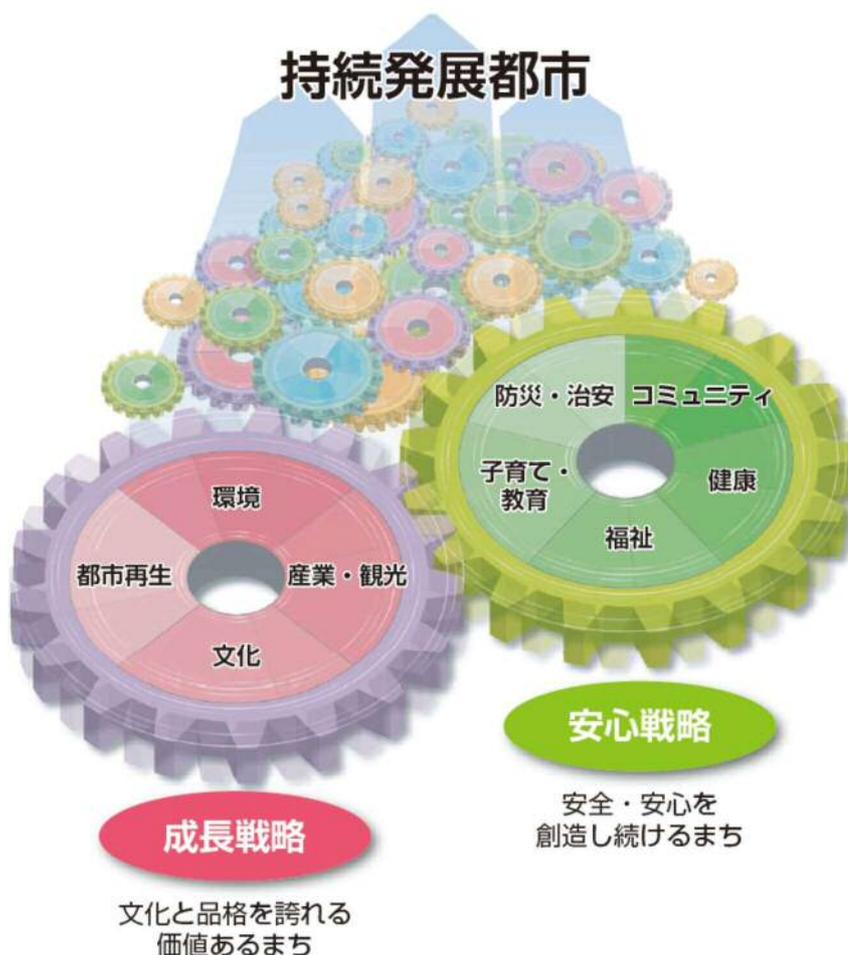


(出典：豊島区基本構想)

(2) 豊島区基本計画（2016-2025）

豊島区基本計画は、基本構想の見直しの背景である「人口減少社会の到来と少子高齢化の進行」「安全・安心なまちづくりへの意識の高まり」「国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催」を念頭に、豊島区が目指すべき将来像「未来へひびきあう 人 まち・としま」を実現することを目的とし、計画期間内に取り組む施策を体系的に示すとともに、施策の10年後の目標を明示し、また区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるもので、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。

豊島区が持つ強みを最大限に生かしながら、成長戦略のエンジンを熱く回し続けることで、新たな価値と活力を創造し、そこから生まれる経済力と財政力によって、区民生活の基盤をなす安心戦略の水準を押し上げていくような、好循環を作りあげることが方針としています。



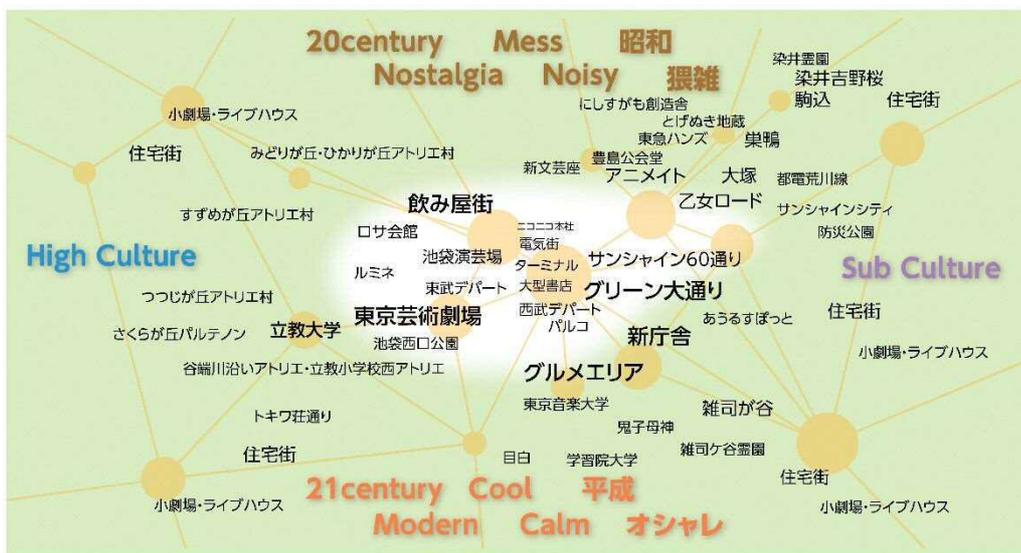
(出典：豊島区基本計画 2016-2025)

(3) 豊島区国際アート・カルチャー都市構想（平成 27 年 3 月）

伝統から最先端、ハイカルチャーからサブカルチャーまで、芸術・文化の多様性を豊島区独自の文化資源として活かして継承し、安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了する賑わい溢れる都市の将来像をまとめた構想です。以下の基本理念に基づき、国際アート・カルチャー都市づくりを進めることとしています。

【基本理念】

- ① 多様性を活かしたまちづくり
- ② 出会いが生まれる劇場空間
- ③ 世界とつながり人々が集まるまち



◆人の多様性

1日250万人以上もの乗降客を数える池袋駅と副都心を中心に、周囲に魅力的な住宅街が広がる利便性の高い高密都市の中で、多くの新しい出会いが生まれています。

◆まちの多様性

住み、働き、学び、楽しみ、憩いなど様々な個性あるまちがモザイクのように集まり、多様性にあふれる都市を形成しています。

◆文化の多様性

伝統から最先端の流行、ハイカルチャーからサブカルチャーまで、様々な文化拠点が並び、新しい文化が続々と生まれています。

(出典:豊島区国際アート・カルチャー都市構想)

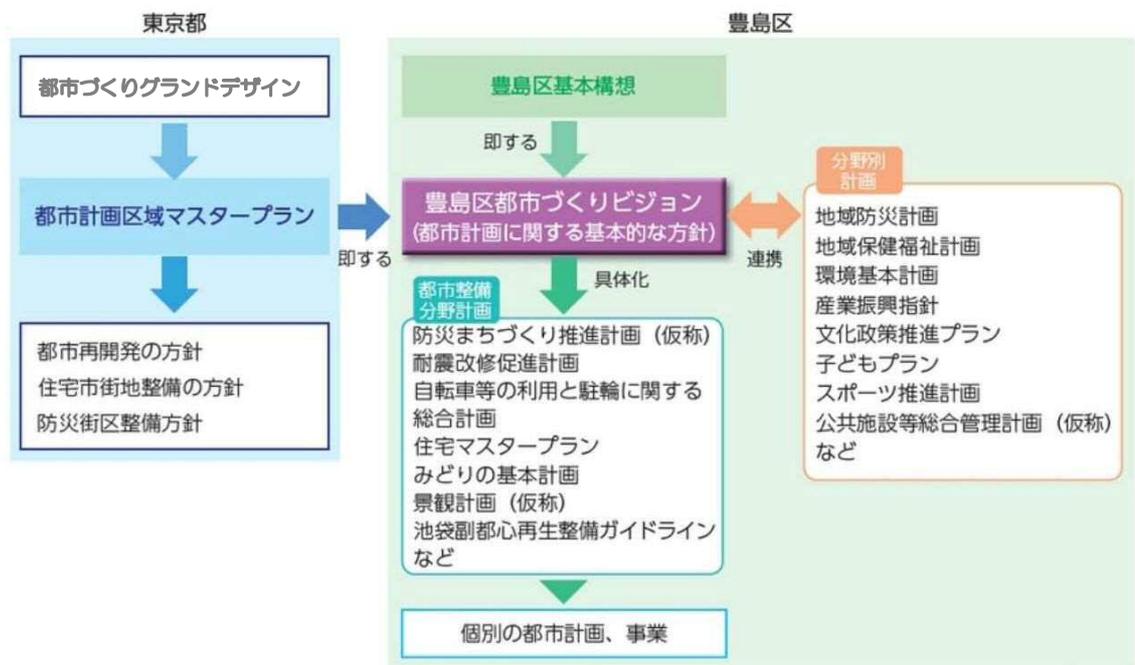
2 都市計画関連

(1) 豊島区都市づくりビジョン（平成27年3月）

豊島区の都市づくりを取り巻く環境の変化に対応し、将来を見据えた都市計画に関する基本的な方針とするため、これまでの都市計画マスタープラン（平成12年3月策定）を基本に「新たに追加する」、「強化・充実する」、「継続する」という視点から見直すとともに、都市整備と密接に関わるソフト施策を含めた都市づくりの総合的な指針として策定しました。

都市づくりビジョンを羅針盤にした政策連携により、様々な主体が協働しながら、豊島区を舞台に活躍する人々や地域の持つ力を最大限に引き出し、次世代が誇れる魅力を備えた都市を実現していきます。

【位置づけ】



(豊島区都市づくりビジョンを基に作成)

【役割】

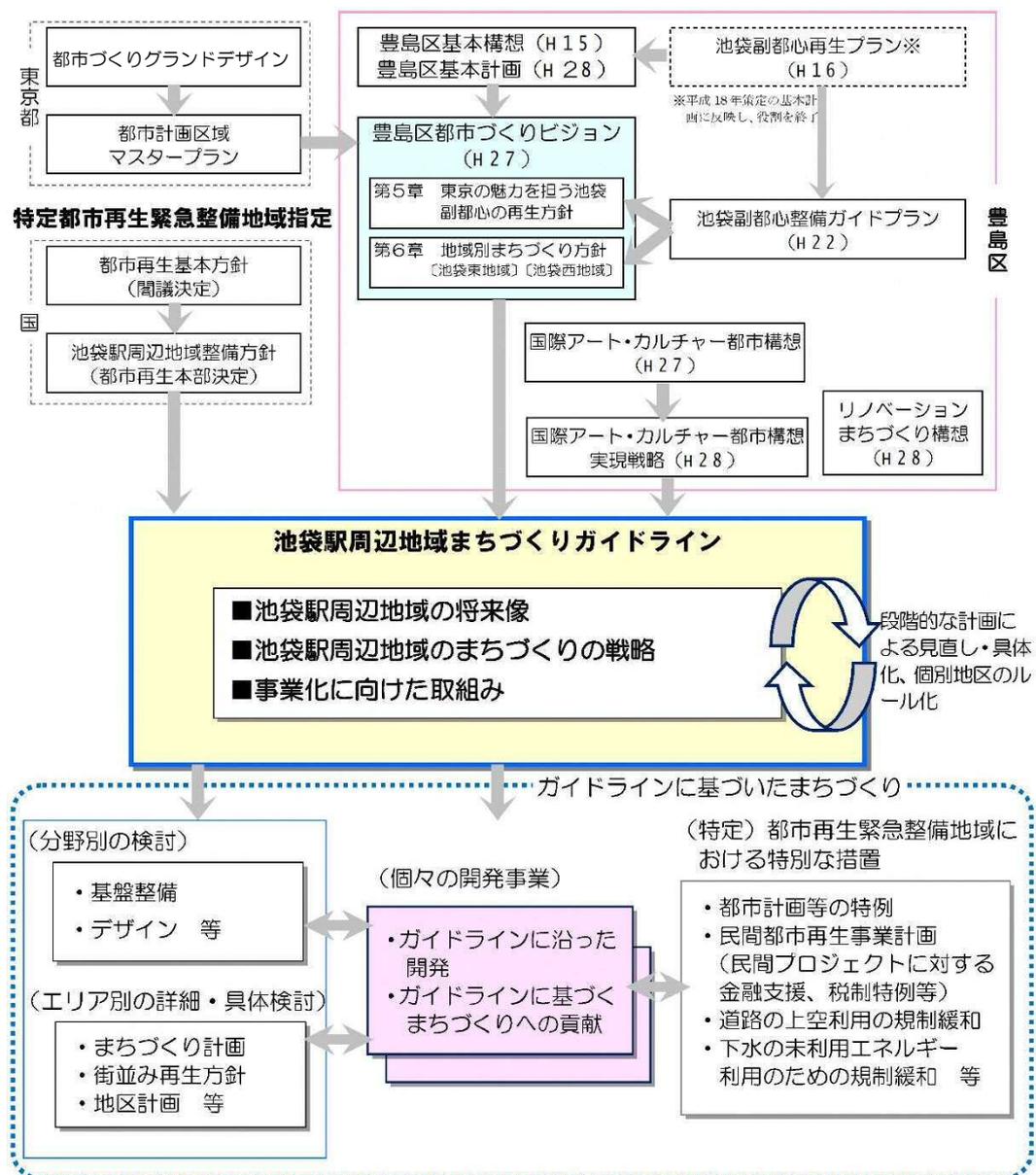
- ① 都市づくりの基本理念と目標、それを実現するための都市整備方針を示す
- ② 多様な主体と都市づくりの方向性を共有し、国や東京都、隣接区などとの連携を推進する
- ③ 区による都市計画決定やまちづくり事業を実施するにあたっての判断根拠となる
- ④ 都市整備と密接に関わるソフト施策と連携した都市政策の推進を担う

(2) 池袋周辺地域まちづくりガイドライン（平成28年7月）

池袋駅周辺地域では、豊島区新庁舎の完成と旧跡地まちづくり池袋駅西口再開発の取り組み、南池袋二丁目地区や造幣局地区をはじめとする東池袋駅周辺での拠点形成まちづくりなど、都市再生の動きが具体的に進んでいます。

こうした中で、平成27（2015）年7月の都市再生特別措置法に基づく（特定）都市再生緊急整備地域指定を契機とした都市開発機運の高まりや、平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた、東京芸術劇場を拠点とした文化プログラムの取り組みなど、池袋駅周辺地域の都市づくりを進めるにあたり、民間と行政が連携・協働して、都市機能の集積、都市基盤の整備、防災性の向上、地区の魅力向上などを図っていくため、「池袋周辺地域まちづくりガイドライン」を策定しました。

【位置づけ】



（池袋周辺地域まちづくりガイドラインを基に作成）

【役割】

- ① 住民、事業者、行政等が共有すべきまちの将来像を示す
- ② まちづくりにおいて配慮すべき事項を共有する
- ③ 住民、事業者、行政等が連携してまちづくりに取り組むよりどころとして活用する

【対象区域】

「まちづくり方針（エリア別ガイドライン）」の対象エリア
⇒（特定）都市再生緊急整備地域内



（出典：池袋周辺地域まちづくりガイドライン）

第4 無電柱化に関連する防災事業等

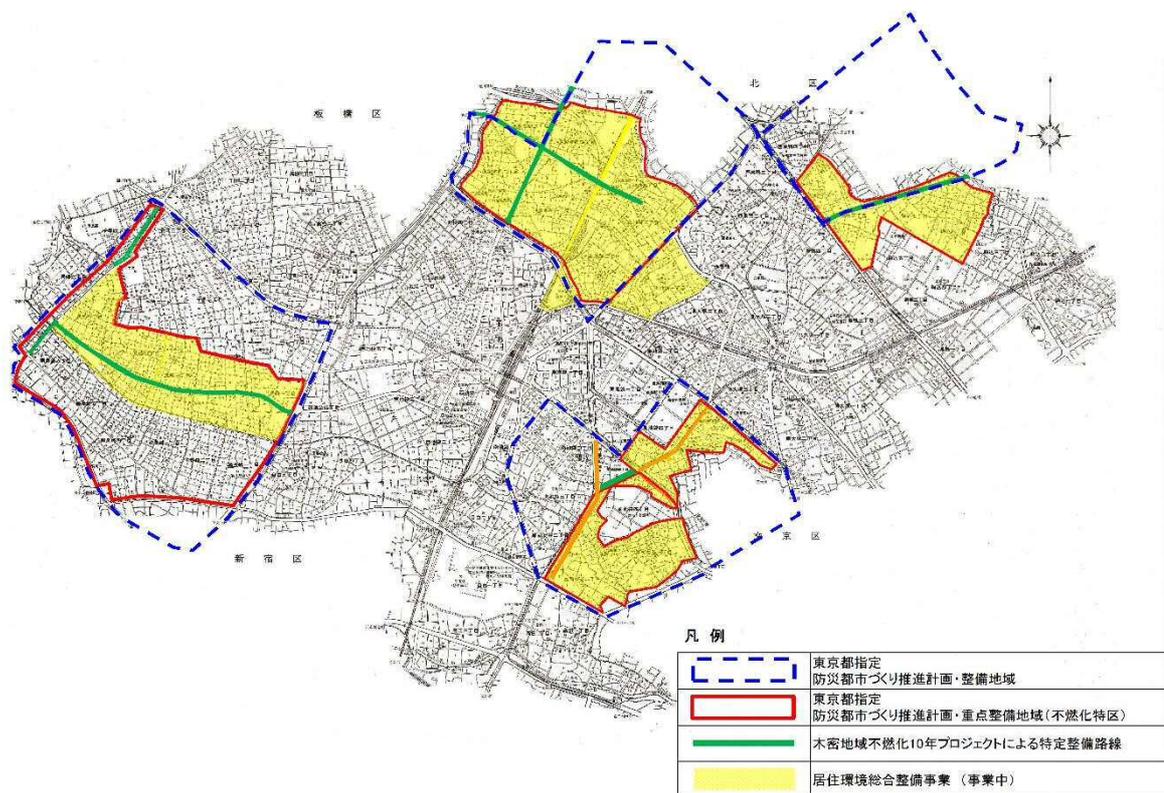
1 防災まちづくり

豊島区の防災まちづくり事業として、池袋本町地区・南池袋地区では防災生活圈促進事業、雑司が谷墓地周辺地区及び立教大学周辺地区においては都市防災不燃化促進事業を進めてきました。

また、東京都の「防災都市づくり推進計画」の中で整備地域に位置づけられている「南長崎・長崎・落合地域」、「東池袋・大塚地域」、「池袋西・池袋北・滝野川地域」、「西ヶ原・巣鴨地域」では震災時の大きな被害が想定される地域として、居住環境総合整備事業をはじめとする防災まちづくり事業等を実施しています。

さらに、重点整備地域に位置づけられている「東池袋地区」では、都市計画道路の整備や沿道一体誘発型街路事業、地区計画等による規制・誘導等を実施しています。

豊島区 防災まちづくりの概要図



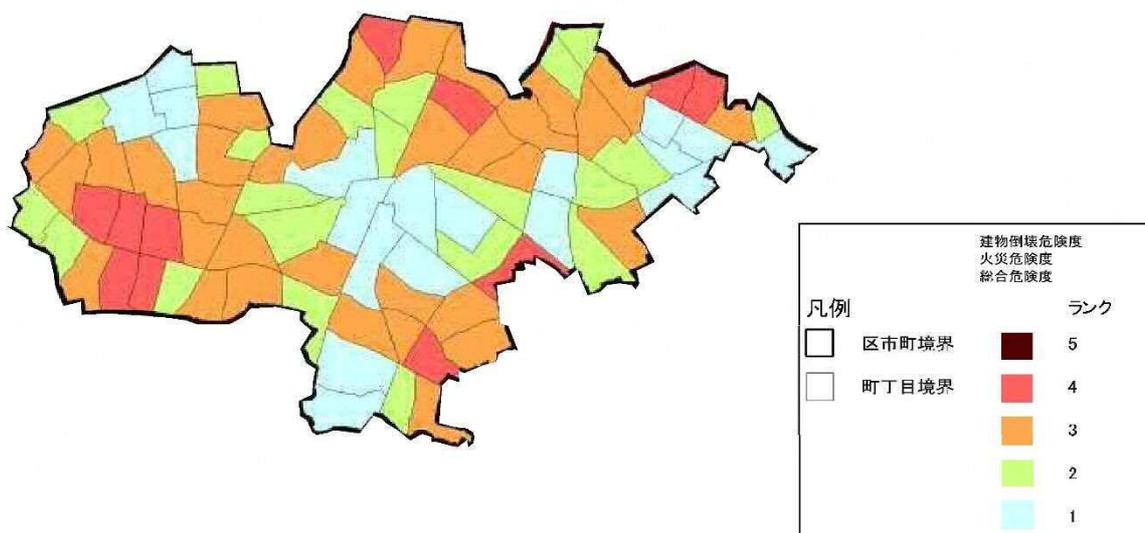
2 木造住宅密集地域

首都圏では、大正12年の関東大震災により未曾有の大災害が発生しており、このような海溝型の巨大地震は200～300年間隔で発生すると考えられています。

国の地震調査委員会では、マグニチュード8程度の海溝型巨大地震が発生する可能性を100～200年先としている一方、南海トラフ地震や首都直下型地震等については、30年以内に発生する確率を70%としており、首都直下型地震の切迫性が高まっています。

東京都が平成30年2月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」では、地域危険度のランク（5段階）が示され、区内には「災害時活動困難度を考慮した総合危険度」のランク4が11地域あります。

災害時活動困難度を考慮した総合危険度



（「東京都地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30（2018）年2月）より作成）

東京には、山手線外周部を中心に木造住宅密集地域が広範に分布しており、これらの地域では、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などの大きな被害が想定されます。

また、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要することなどから、改善が進みにくい状況となっているため、東京都として特に甚大な被害が想定される整備地域（約7,000ha）を対象に、10年間の重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標に平成23年から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を進めています。

豊島区では、以下の5地区が不燃化特区に認定され、市街地の不燃化促進・延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備及び地域における防災まちづくりの気運醸成の取り組みを進めています。

- ① 東池袋四・五丁目地区 (H25.4認定) : 19.2ha
- ② 池袋本町・上池袋地区 (H26.2認定) : 108.8ha
- ③ 補助81号線沿道巣鴨・駒込地区 (H26.2認定) : 39.7ha
- ④ 補助26・172号線沿道長崎・南長崎・千早地区 (H26.2認定)
: 153.5ha (H27.4区域拡大)
- ⑤ 雑司が谷・南池袋地区 (H27.4) : 37.9ha

豊島区における不燃化特区



(出典：豊島区ホームページ)

3 バリアフリー化

豊島区では、池袋駅を中心とした地区において、誰もが安全、安心、快適に移動し、利用することができるバリアフリー空間整備の推進のため、平成23年4月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定しました。また、平成27年の豊島区本庁舎の移転にあわせて周辺のバリアフリー化を進めるため、平成26年4月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】」を策定し、重点整備地区を拡大しました。

現在、重点整備地区の内外では、Hareza 池袋（区庁舎跡地等）や造幣局地区など、新たなまちづくりが進んでいます。また、平成30年11月には改正バリアフリー法が一部施行され、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が新たに法の理念として盛り込まれました。こうした状況をふまえ、推進すべき取り組みを見直し、バリアフリー基本構想の改定を行いました。

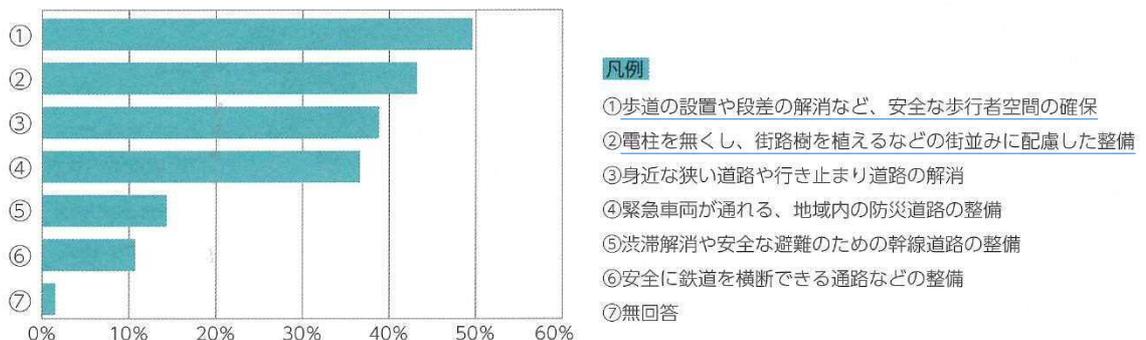
今後は、本構想に定めた以下の基本方針に基づき、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していきます。

【基本方針】

- ① 池袋駅及び東池袋駅から広がる地下通路を含む駅周辺の連続的なバリアフリー整備
- ② 通行量が多く人の流れが複雑な通路や路線の快適化
- ③ 事業の集中と他のまちづくりとの連携
- ④ 関係事業者との連携
- ⑤ 心のバリアフリー（理解・協力・支援）及び人的対応の充実
- ⑥ 社会背景の変化に合わせた継続的な改善（スパイラルアップ）

また、平成23年に実施した都市計画マスタープラン改定のための区民アンケートでは、利用しやすい道路を整備するために重点的に取り組むこととして、「安全な歩行者空間の確保」や「街並みへの配慮」に対する回答が多く、利用ニーズの変化を捉えた道路整備への要望が高くなっており、道路のバリアフリー化につながる回答も多い状況であります。

道路整備への要望



資料：都市計画マスタープラン改定のための区民意識・意向調査(平成23(2011)年)

(出典：豊島区都市づくりビジョン)